

水道運営管理業務における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン

2020年9月1日制定

2021年2月24日改訂

2021年10月15日改訂

2022年12月26日改訂

2023年3月9日改訂

一般社団法人 日本水道運営管理協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和5年2月10日変更）、以下「対処方針」という）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、水道運営管理業務（水道事業者等の委託を受けて水道施設において従業者が設備等の運転操作・監視、水質管理、保守点検・保全及び施設管理をする業務等をいう）分野における新型コロナウイルス感染症予防対策を制定、実施すべき基本事項を整理したものである。

水道施設は、日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして、また、国民生活に不可欠なライフラインとして、事業の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

水道施設の運営管理業務を受託している事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の水道施設の状況等も考慮した創意工夫を講じて、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会インフラとしての役割を継続的に果たすよう努める必要がある。

なお、本ガイドラインは水道施設の運営管理業務を受託する会員が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

本ガイドラインは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。なお、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針が変更され、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とされたが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業者にマスクの着用を求めることは許容されることが示されている。また、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

水道施設の運営管理業務を受託している事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の水道事業の状況、施設の立地や作業空間等の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに合わせた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態等への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実等に努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン等の活用

- ・ 厚生労働省水道課が策定した、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）（平成 21 年 2 月）」および「水道事業者等における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針（平成 22 年 11 月）」に基づき、水道施設のおかれている個別の状況に合わせて対処する。

(2) 感染予防対策の体制

- ・ 事業者の経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定（変更）・実施について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業界団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(3) 健康確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、症状が改善し入社判断を行う際には会社の指示に従う。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。
- ・ 職場における積極的な検査等の活用・徹底を図るため、以下に示す項目について検討する。
 1. 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 2. 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
 3. 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方等は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。

それ以外の方で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。

4. 職場で抗原簡易キットを使用する際、留意すべき事項は次のとおり。

- ① 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取
- ② 国が承認した抗原簡易キットの使用
- ③ 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること

(4) 通勤

- ・ 管理部門等を中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業者には、これを積極的に励行する。
- ・ 自家用車、自転車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業者には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、これを励行する。
- ・ 上記以外の従業者についても、時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する従業者には、マスクの着用を推奨する。

(5) 勤務

- ・ 従業者に対し、始業時、休憩後を含め定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等又は手指消毒液を配置する。
- ・ 従業者が一定の距離を保てるよう、作業空間の確保、人員配置について工夫する。一定の距離を確保できず、長時間対面で会話することが想定される場合は仕切りを設けるなどする。仕切りは空気の流れを阻害しないよう留意する。
- ・ 従業者に対し勤務中の手袋等の保護具の装着を徹底する。特に、現場作業においては、必要に応じて保護メガネ、フェイスシールド、防護服等を装着する。複数名による共同作業等近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底するとともに、マスクの着用を求める。
- ・ 可能な限り、交替勤務における直交代に係る引継ぎ時間を短く設定する。朝礼やミーティング等は、密な状態を避けるようにする。また、交替勤務のシフトはできる限りグループ単位で管理する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。（横並びの場合でも人と人が触れ合わない程度の距離をあける等の工夫をする）
- ・ 作業着等への着替え時のロッカー使用については、利用時間を分ける等、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- ・ 窓が開く場合、室温(18～28℃)、湿度(40～70%)を維持できる範囲内で、可能な限り2方向の窓を常時開放する。なお、機械換気による常時換気を行う場合は、定期的な機械換気

装置の確認やフィルタ清掃等を実施する。

- ・ 換気が不十分となる場所については、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することを推奨する。
- ・ パーティション等は、気流を阻害しないよう配置する。なお、効果的な換気については、巻末の（参考）新型コロナウイルス感染症対策に掲載の「感染拡大防止のための効果的な換気について」／新型コロナウイルス感染症対策分科会参照。
- ・ 共用する物品や高頻度に手が触れる箇所は定期的に消毒、除菌を行う。
- ・ 長時間対面で会話する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 社内で会議を対面で行う場合、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するように工夫する。
- ・ 社外主催の対面での会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は可能な限り最小人数とし、マスクの着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、必要に応じてオンラインでの実施も検討する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

(6) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的な消毒を徹底する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、密な状態を回避するように努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行う等、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く等により、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(7) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が触れるドアノブ等は清拭消毒をする。
- ・ トイレ使用後は手洗いを徹底する。
- ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業者に個人用タオル等の持参を徹底する。

(8) 設備・器具

- ・ 監視室等の制御パネル、レバー、ディスプレイ、キーボード、マウス等作業中に従業者が触れる箇所について、定期的な消毒を徹底する。

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子等の不特定多数の人が触れる環境表面については、1日に1回以上消毒を行う。
 - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う従業者は、マスクの着用や、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・ 工具等のうち、個々の従業者が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具は、定期的に消毒する。
 - ・ 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
 - ・ 寒冷期など乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨する。
- ※ 設備の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が0.05%）やエタノール（濃度が70%以上95%以下）、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水から、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。ただし、監視装置等は電子精密機器であることから、消毒方法には注意する。清掃には、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いる。手が触れることのない床や壁は、通常の清掃で良い。なお、最適な消毒液については、巻末の（参考）新型コロナウイルス感染症対策に掲載の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について／厚生労働省」参照。

(9) 部外者の立ち入り

- ・ 薬品や燃料、部品搬入、排出物搬出、水質試験等、維持管理活動に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業者に準じた感染防止対策を求める。
- ・ その他外部関係者の立ち入りについては必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業者に準じた感染防止対策を求める。
- ・ あらかじめ、外部関係者が所属する企業等に、当該水道施設における感染防止対策の内容を説明する等により理解を促す。

(10) 従業者に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業者に対し、感染力の強いオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・ 従業者に対し、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場合でも、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。
- ・ 公共交通機関や公共施設等を利用する従業者には、咳エチケットの励行、混雑した電車やバスに乗車する際にはマスクの着用を推奨する。
- ・ 作業服等を貸与している場合、従業者がこまめに洗濯するよう促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業者やその関係者が、事業場内で差別されること等がないよう、従業者に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 海外渡航歴を有する従業者の対応については、入国時の検疫措置（厚生労働省「水際対策」

など参照)に沿って判断する。

- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(11) 感染者が確認された場合の対応

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることのないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に則した対応を行う。

(12) その他

- ・衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・労働衛生管理等の関連法令を遵守する。

以 上

【参照】

水道事業者等における新型インフルエンザ 対策ガイドライン (改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/090223-1a.pdf>

新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

(参考) 新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防

- ・屋外で人と人とは触れ合わない程度の距離を確保できる場合、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにする。
- ・マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛ける。
- ・冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるため、エアコンの温度設定をこまめに調節する。
- ・日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効である。また、体調が悪いと感じた時は無理せず自宅で静養する。
- ・暑くなり始めの時期から適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、

毎日 30 分程度) を心掛け、身体が暑さに慣れるように備える。(暑熱順化)

【参照】

熱中症予防のための情報・資料サイト (厚生労働省)

熱中症予防×コロナ感染防止

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/seikatuyousiki/seikatuyousiki.pdf

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

▶ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※商品の購入の際には、必ずこの 4 点をチェックするようにしましょう。

①手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをを行うことで、十分にウイルスを除去できます。

さらに消毒剤等を使用する必要はありません。

②物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブ等の身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

※塩素系漂白剤等の詳しい情報はこちらから！

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

※家庭用洗剤等の詳しい情報はこちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>

③空間のウイルス対策

定期的に換気してください。

注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

【参照】

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

【参照】

「職場における検査等の実施手順（第3版）」/厚生労働省（令和4年10月19日事務連絡）
https://www.japanpt.or.jp/info/asset/pdf/mhlw_20221027_compressed.pdf

【参照】

「感染拡大防止のための効果的な換気について」/新型コロナウイルス感染症対策分科会
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf